

## 流山市立北部中学校いじめ防止基本方針

平成29年4月1日

流山市立北部中学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づいて、いじめ防止基本方針をここに定める。

### 1 いじめの定義といじめ防止対策の基本的な方針

#### 1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

いじめは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。

#### 2) いじめ防止対策等の基本的な方針

いじめは、人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼすものである。いじめは、どこにでもおこりうることに強く認識し、決して許されるものではない。本校は、ここに、生徒と教職員、保護者が「しない、させない、許さない」の3ない宣言をする。

### 2 いじめ防止の取り組み

本校の学校教育目標は「心豊かで活力のある生徒の育成」である。『思いやり』を持てる生徒の育成をスローガンの一つとして取り組んでいる。

全校生徒が、毎日、元気で楽しい学校生活を送れるよう「いじめゼロ」を目指して全校あげて組織的に取り組む。

#### 1) 全教育活動をとおしていじめ防止の取り組みを推進するため、全職員で共通理解を図り、いじめ防止に努める。

#### 2) いじめ防止につながる道德教育、人権教育を重視し、全教育活動で推進する。

- ① 道德の時間を充実し、自分で考え正しく判断する力を育む。
- ② 読書活動を推進し、豊かな心を育む。
- ③ 体験活動を通して自分から行動する力、表現する力を育む。

#### 3) 好ましい人間関係をつくる教育活動を推進する。

##### ① あいさつ運動の実施

人間関係の基本は、あいさつである。生徒会活動を中心に、朝のあいさつ運動を年間通して実施する。

- ② 他学年との交流を深めるために、シスター交流を定期的に行う。
- ③ 地域の行事、ボランティア活動に積極的に参加する。

### 3 いじめの早期発見、早期対応の在り方

- 1) いじめは、日常生活の何気ない中で起こる。教師は、生徒の学校生活、保護者は家庭生活の中で、生徒の生活ぶりに注視し、互いに密に連携して早期発見に努める。
- 2) いじめ調査を行う。

定期調査 年間2回（前期・後期）「いじめについてのアンケート」としていじめ調査を行う。またスクールカウンセラーへの悩み相談として、「悩み相談アンケート」も実施する。全校で集約し、生徒指導部会で、いじめの実態について詳細に調査し、具体的な改善策をたてて、組織的に早期対応をすすめる。
- 3) いじめの情報が得られた場合、速やかに校長まで報告をあげ、対応策を協議する。
- 4) いじめに対する措置
  - ① いじめの情報をつかんだ場合、すみやかに事実の有無を確認する。
  - ② いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒等への指導とその保護者への報告助言を継続的に行う。
  - ③ いじめを受けた生徒・保護者と相談し、安心して教育が受けられる環境をつくる。場合によっては、一定期間、集団での学習形態ではなく、別室での個別学習の措置をとる。
  - ④ いじめの関係者間の争いを生じさせないよう、いじめに関する情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
  - ⑤ 犯罪行為の恐れがある場合は、すみやかに教育委員会及び所轄警察署、青少年指導センター等と連携して対処する。
- 5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処できるよう、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行っていく。また、生徒自らが議論し、作成した「五箇条の御誓文」を共通理解させ、携帯電話端末などの適切な使い方を推進する。

### 4 教育相談体制

- ① 日常的に生徒等との教育相談をすすめる。学校内組織として学年内、生徒指導部会と連携してすすめる。
- ② 定期には、悩み相談アンケート調査の後、教育相談週間を設けて生徒全員と担任の教育相談を行う。
- ③ 毎週1回は、県のスクールカウンセラーが来校し、生徒からの悩み相談にあたっている。希望があれば保護者対応を行う。

## 5 生徒指導体制について

- ① 本校のいじめ防止対策委員会や生徒指導部会を中心として、いじめ防止対策の推進にあたる。
- ② いじめの早期発見、防止に関すること、いじめ事案解決に関すること、いじめ問題に関しての生徒の理解を深めていくこと等について活動を行う。
- ③ 教育相談部会、主任会と連携を図り全校体制で活動する。

## 6 重大事案への対処について

生命・心身又は個人の財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

- ① 重大事態の発生を流山市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係等について報告する。

## 7 いじめ防止にかかわる校内研修の推進について

年間計画にいじめに関する研修を位置づけ、計画、組織的に研修を行う。

## 8 保護者、地域、関係機関との連携について

いじめ防止は、学校と保護者、地域、関係機関の連携が不可欠ととらえ、常日頃から情報を共有しながらいじめ防止対策をすすめていく。

## 9 その他

このいじめ防止基本方針は、全校生徒および保護者に知らせることにより、他者からの意見も聞きながら実効性のあるものにしていく。学校便り、ホームページ等により、全家庭、地域に周知し、理解と協力をえていく。なお、この方針は、今後、いじめ防止対策会議等で点検及び改善見直しを図っていくことを付記する。

別添1 北部中 五箇条の御誓文

別添2 外部相談機関

平成 28 年 7 月 19 日 (火) 公布・施行

☆ 携帯・PCなどを正しく使うために 流山市立北部中学校 学習委員

北部中 五箇条の御誓文

(1) 使用は22時までとすべし

- ・家にいるときは家族との時間を最優先
- ・家庭学習時間の確保 (友達のペースに振り回されない)
- ・睡眠時間を確保しよう (寝る前の使用は脳にも良くないです)

(2) 名前・写真などの掲載はやめるべし

- ・写真は全く違った形で使用されてしまうケースがあります。  
⇒デジタルタトゥー ※一度悪用されると、解決は困難です。

(3) 人の悪口・批判はやめるべし

- ・直接向かい合って話し合うことが一番です。
- ・一時の感情が後に引けない状況に陥ってしまいます。
- ・悪口を載せている人がいたら、その人の為にも止めさせよう。

(4) みんなが気持ち良く使えるようにすべし

- ・プラスになる声かけを。みんなで声をかけ合えるように。

(5) 困ったらすぐ信頼できる大人に相談すべし

- ・保護者には監護権があります。※フィルタリングの設定
- ・些細なことでも先生達に相談をしてみましょう。困った時に自分一人で抱え込まないことです。

～ 相談窓口 ～

24時間子供SOSダイヤル (全国共通) 0120-0-78310

千葉県子どもと親のサポートセンター  
24時間 (全国共通) 0120-415-446

子どもの人権110番 (全国共通) 0120-007-110  
(千葉法務局内 月～金 8:30～17:15)

ヤング・テレホン 0120-783-497  
(千葉県警察少年センター 月～金 9:00～17:00)

千葉いのちの電話 (24時間) 043-227-3900

チャイルドライン千葉 0120-99-7777  
(月～土 16:00～21:00)